

この用紙は、対応時にご活用ください

《インフルエンザと診断された際の対応・手順》 ※確認後、□にレ点でチェック

- 受診時、医師に発症日と登校可能予定日を確認
- 速やかに学校に報告（電話連絡）
- 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持たせて登校。学校に提出した。（記入漏れがないか要確認）

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、**発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日**とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、**解熱した日を0日**とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

《日付記入シート》

発 症	0日目 (発症した日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	/	/	/	/	/	/	A /

解 熱	0日目 (解熱した日)	1日目	2日目	3日目
	/	/	/	B /

登校再開日
/

A・B どちらか
日付の遅い方
を記入

《参考：出席停止期間のめやす表》

発症後日数		0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱	登校可能							
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱	解熱								
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱	解熱								
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱	解熱								
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱	解熱								